開成町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月５日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第11号

開成町介護保険条例の一部を改正する条例

開成町介護保険条例（平成12年開成町条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 （令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例） 第10条　第１号被保険者（令和８年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第３項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第１項において同じ。）のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第１項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第５条第１項(第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号イ中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭	附　則 （新設）

改正後	改正前
和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が０を下回る場合には、０とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に令和７年中の同条第１項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が０を下回る場合には、０とする。以下同じ。）」とする。 ２　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第５条第１項（第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号イ中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の	

改正後	改正前
２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が０を下回る場合には、０とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が０を下回る場合には、０とする。以下同じ。）」とする。 ３　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第５条第１項（第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号イ中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の	

改正後	改正前
２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が０を下回る場合には、０とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に650,000円から令和７年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が０を下回る場合には、０とする。以下同じ。）」とする。 （令和８年度の保険料率の算定に関する基準の特例） 第11条　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第５条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第１号に掲げる者に該当し、かつ、第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。 （１）　令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和８年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第３項の規定により当該市町村の住民基	（新設）

改正後	改正前
本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。） （２） 地方税法第295条第１項第２号に掲げる者に該当し、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの イ 令和７年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合 ロ 令和７年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合 ハ 令和７年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５（以下「別表第５」という。）の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合 （３） 地方税法第295条第１項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの	

改正後	改正前
イ　令和７年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第３項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合 ロ　令和７年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第３項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合 ハ　令和７年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第３項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第５の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合 ２　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第５条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者が前項第１号に掲げる者に該当し、かつ、同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第１号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。 （令和８年度の保険料に係る減免手続の特例）	

改正後	改正前
第12条　第11条第１項第５号に該当する者（町長が別に定める特に必要があると認められる者に限る。）に対する令和８年度分の保険料の減額又は免除については、同条第２項の規定は、適用しない。	（新設）

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。